

和光市立学校体育施設利用方法の変更事項

1 すべての利用団体に関する変更事項

(1) 団体登録（更新）手続

①団体登録に必要な要件の一部について、以下のとおり緩和します。

(旧) 団体代表者が 20歳以上 であること

すべての団体構成員が和光市在住・在勤・在学のいずれかであること

(新) 団体代表者が 18歳以上 であること

団体構成員の7割以上が和光市在住・在勤・在学のいずれかであること

②登録様式について、申請事項を減らすなど、簡素化を行います。

③利用団体登録後に交付される「利用団体登録証」について、紙のカード型ではなく、メールアドレスで送付することとし、その保有・提示方法について、スマートフォン等による画像データ（※）で可とします。

（※1）画像データイメージ

<p>令和5・6年度和光市立学校体育施設利用団体登録証</p> <p>団体名：_____</p> <p>競技種目：_____</p> <p>有効期限：令和7年3月31日</p> <p>上記の団体は、令和5・6年度和光市立学校体育施設 利用団体であることを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>和光市教育委員会</p>
--

(2) 開放施設利用許可申請手続

①開放施設利用許可申請について、必ず様式「開放施設利用許可申請書」で申請いたただいておりましたが、様式による申請ではなく、利用団体名、利用希望施設、利用希望日時をスポーツ青少年課宛てにメール（※2）いただければ、申請受付することとします（窓口、FAXでも引き続き受付します）。なお、申請にあたっては、数か月分まとめて申請していただくことも可能です。毎月決まった曜日に活動している団体は、そのような申請方法もご検討ください。

（※2）メール文例イメージ

和光市スポーツ青少年課 御中

学校体育施設利用について、以下のとおり申請します。

(1)利用団体名 (利用団体名)

(2)利用希望施設 白子小学校 体育館

(3)利用希望日時 令和5年4月

1日(土)9時～18時…(略)…29日(土)9時～18時

(又は)毎週土曜日 9時～18時

(4)備考 特になし

②利用許可申請書に対して、開放施設利用許可書を利用団体ごとに作成・郵送していましたが、「各学校ごとの利用予定表」を「全利用団体宛て」にメール送付（※3）することとしました。今後、利用許可書の発行と文書の郵送は行いません（広沢小学校夜間校庭利用を除く）。

（※3）メール送付イメージ

①メール文面

和光市学校体育施設利用団体 ご担当者さま

（※）BCCにて、和光市学校体育施設利用団体すべてに送付しています。

皆様から頂いた、〇月の学校体育施設利用許可申請について、別添の学校体育施設利用予定表のとおり許可します。内容についてご確認ください。よろしく申し上げます。

和光市スポーツ青少年課（048-424-9117）

②添付書類：通知文書

事務連絡 令和 年 月 日
和光市立学校体育施設利用団体 様
和光市教育委員会事務局 スポーツ青少年課長
令和〇年〇月和光市立学校体育施設利用許可について
貴団体から提出いただいた、〇月の和光市立学校体育施設利用許可申請について、下記のとおり許可します。内容についてご確認ください。よろしく申し上げます。
記
1 令和〇年〇月和光市立学校体育施設利用許可日時 別添「和光市立学校体育施設利用予定表」のとおり
2 令和〇年〇月分利用予定表公開日 令和〇年〇月〇日（〇）〇時〇〇分から
3 〇月分申請期限 〇月〇日（〇）必着
4 その他連絡事項
【本通知に関する連絡先】 和光市教育委員会事務局スポーツ青少年課 スポーツ振興担当 電話 048-464-1111（内線2454）FAX 048-464-2695 メール c0400@city.wako.lg.jp

③添付書類：小中学校体育利用表（小学校9校、中学校3校分送付します）

〇〇小学校体育館利用予定表

R4年4月

時間														
日 曜	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	
1 金														
2 土	わこうっちくらぶ										チームさつきちゃん			
3 日	いちょうの会					しらこの集い					わこうっちくらぶ			
4 月														
5 火														
6 水														
7 木														
8 金														
9 土	わこうっちくらぶ										チームさつきちゃん			
10 日	いちょうの会					しらこの集い					わこうっちくらぶ			
11 月														
12 火														
13 水														
14 木														
15 金														
16 土	わこうっちくらぶ										チームさつきちゃん			
17 日	いちょうの会					しらこの集い					わこうっちくらぶ			
18 月														
19 火														
20 水														
21 木														
22 金														
23 土	わこうっちくらぶ										チームさつきちゃん			
24 日	いちょうの会					しらこの集い					わこうっちくらぶ			
25 月														
26 火														
27 水														
28 木														
29 金														
30 土	わこうっちくらぶ										チームさつきちゃん			

④添付書類：小学校校庭利用予定表（小学校9校分送付します）

◇◇小学校校庭利用予定表

R4年4月

時間														
日 曜	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18				
2 土	わこうっちくらぶ													
3 日	いちょうの会					しらこの集い								
9 土	◇◇小運動会													
10 日	◇◇小運動会予備日													
16 土	わこうっちくらぶ													
17 日	いちょうの会					しらこの集い								
23 土	わこうっちくらぶ													
24 日	いちょうの会					しらこの集い								
29 金	PTAバザー													
30 土	わこうっちくらぶ													

(3) 追加利用申請

①スポーツ青少年課窓口で行っていた利用予定表公開による追加利用申請について、「和光市総合体育館2階受付」で行うこととします。

追加利用申請の受付開始日時は、別途ご連絡します。なお、現在は【原則、利用前月の20日以降の最初の木曜日10時から】(例：4月20日、5月25日)とする方向で調整中です。受付開始以降は、和光市総合体育館の開館日時(※4)であれば、いつでも追加利用申請をすることができます。(※5)

また、追加利用申請の際、「開放施設利用許可申請書」の提出は不要とし、利用予定表への記入及び追加利用届出書の窓口提出(※6)で、追加利用申請ができることとします。

なお、追加利用申請のみの用件で、和光市総合体育館に来館した場合、和光市総合体育館駐車場の駐車料金を無料とする手続きを行います。追加利用申請の際、その旨受付に申告し、駐車券をお渡しく下さい。

(※4) 全日9時～22時30分。年末年始、休館日(原則毎月第4金曜日)を除く。

(※5) 和光市総合体育館への入館方法、追加利用申請方法は、別冊資料参照

(※6) 追加利用届出書のイメージ

追加利用届出書	
月 日	
使用予定表に追記した内容を下表に転記してください。 正確に転記してあることを確認し、受付に提出してください。	
記入者名	(記入する人の名前を書いてください。)
利用団体名	
利用施設	学校 (小中学校名を追記してください) 校庭・体育館・格技場・卓球場 (いずれかに○)
利用年月	年 月
利用日時	日() 時 分 ~ 時 分
	日() 時 分 ~ 時 分
	日() 時 分 ~ 時 分
	日() 時 分 ~ 時 分
	日() 時 分 ~ 時 分
	日() 時 分 ~ 時 分
	日() 時 分 ~ 時 分

(4)キャンセル手続

- ①スポーツ青少年課へのメール、電話、窓口等で行っていたキャンセル対応について、「和光市総合体育館」への原則「メール」(※7)にて行うこととします。当日の直前キャンセルを除き、電話、窓口ではなく、原則メールでお願いします。これについては、連絡先・方法が変わるのみで、伝達事項に変更はありません。なお、和光市総合体育館のメールアドレスは、団体登録通知とあわせてお伝えします。

(※7) キャンセルメール文例イメージ

和光市総合体育館 御中

以下の学校体育施設利用についてキャンセルします。

- (1)利用団体名 (利用団体名)
- (2)利用キャンセル施設 ○○小学校 体育館
- (3)利用キャンセル日時 令和5年5月6日(土) 9時～18時

2 小・中学校体育館、広沢小学校夜間校庭の利用団体に関する変更事項

(1)鍵や必要機材の貸出窓口の変更

- ①利用当日の鍵や必要機材貸出窓口について、「和光市役所地下1階夜間・休日受付窓口」で行っていましたが、「和光市総合体育館2階受付」で行うこととします。貸出開始・終了時間は、従来と変わらず「利用開始時間30分前」から、「利用終了時間30分後」までとします。この時間以外に貸出を希望する団体は、和光市総合体育館に、メールで個別にご相談ください。和光市総合体育館の営業時間の範囲で、可能な限り調整します。

(2)鍵や必要機材の貸出時の流れの変更

- ①鍵貸出の際、従来は「開放施設利用許可書」を提示いただいておりますが、今後は、団体登録の際に送付する「利用団体登録証」を提示していただくこととします。その際、スマートフォン等による画像データによる提示で可とします。(※8) 広沢小学校夜間校庭利用のみ、使用料納入手続の関係から、従来どおり、紙による利用許可書の提示となります。

(※8) 和光市総合体育館への入館方法、鍵貸出の流れは、別冊資料参照

(3)来館の際の留意事項

- ①土日祝日の場合、和光市総合体育館の一般利用状況によっては、駐車場が満車となる可能性があります。この場合、和光市役所をはじめ、近隣の駐車場をご利用ください。
- ②和光市立学校体育施設の鍵や必要器材の貸出だけのために、和光市総合体育館に来館した場合、和光市総合体育館の駐車場の利用料金は無料とします。鍵等の貸出の際、その旨受付に申告し、駐車券をお渡しください。
- ③月に1回ある休館日は、入館方法が開館日と異なります。別冊資料をご確認ください。

3 下新倉小学校体育館の利用団体に関する変更事項

- ①下新倉小学校体育館について、従来の現地業務員による鍵の開錠・等をとりにやめ、他体育館と同様、上記2のとおり、和光市総合体育館にて行うこととします。
鍵の開錠方法等の具体的な利用の流れについては、下新倉小学校体育館利用団体に対して、3月中を目途にお知らせします。
- ②①に伴い、下新倉小学校体育館においても、他体育館と同様、追加申請できるようになりました。また、追加申請及びキャンセル手続きの方法については、他体育館と同様、上記1-(3)及び(4)のとおり、和光市総合体育館での窓口、あるいはメールで行うこととします。